

平成 30 年第 2 回定例会 ともに生きる社会推進特別委員会

平成 30 年 7 月 3 日

佐々木(正)委員

ともに生きる社会の推進について何点かお伺いしますが、一昨年(平成 28 年)の 7 月 26 日に津久井やまゆり事件が発生をして、私もちょうど厚生常任委員会にいたものですから、この憲章をしっかりとつくっていくとともに、実効性を担保していかなければいけないということで、風化させないためにも、当委員会、あるいは予算委員会等でも十分質問させていただいて、ともに生きる社会かながわ推進週間というものを提案させていただいたわけでありまして。

その中で、これが毎年 26 日を起点に 1 週間、設定をされたわけでありまして、この報告書の 1 ページの取組について書いているわけでありまして、今年は昨年とどういったものが違うとか、また工夫をしているのか、全く同じなのか、中身をどう工夫したのか分かれば、まず教えていただきたい。また、26 日に何かやるのか、それについてお伺いします。

共生社会推進担当部長兼共生社会推進課長

推進週間は集中的な広報に取り組む期間でもあります。そうした中では今年度の工夫としまして、昨年度行った幾つか広報があるのですが、インターネット広告の効果が想定以上に高かったということをお聞きしております、こうした中では、昨年度インターネット広告の媒体が一つだったのを二媒体に増やしたということで、こういったインターネットを使った発信というのを少し強化しているところでございます。

追悼式自体は推進週間の初日の 23 日に相模原市で実施させていただき、26 日につきましては、推進週間自体 1 週間、献花台を設けさせていただいて、多くの方が訪れること、昨年も多くの方に訪れていただきました。今年度も職員が現地へ赴いて、こういった対応をいたしました。特に 26 日については、昨年度 150 人程度の方が現地を訪れたという状況がございまして、今年度工事中という状況もございまして、改めて多くの方が訪れるということも想定されますので、献花者を訪れて対応をしてまいりたいと考えております。

佐々木(正)委員

工事中ということなのですが、対応するということで、具体的にはどのような対応をすることを想定してやるのか。それと、先ほど他の委員からも御発言がありましたように、この憲章を知っている方、認識している方が非常に少ない。なかなか 2 年の普及がされていないというところについて、毎年検証していく必要があると思うのです。そうしないと、やりっ放しで何もおとがめなしでは、これは県が何をやっているのかという話になりますから、これは県としては検証していくぐらいの意気込みがないといけないのではないかなと思うのです。そういうところはどのように考えていますか。

共生社会推進担当部長兼共生社会推進課長

まず、26 日には、現場が工中なので、施設の中には入れないわけなのですが、現場の前に献花台を設けておまして、私ども献花をしていただく方、あるいは訪れていただいた方々にお礼を申し上げようと思うのですが、いろいろ

な御意見については貴重な御意見として承っていきたいと考えております。

そして、取組の検証につきましては、私ども県民ニーズ調査や、様々なイベントに参加した際には、安否を御説明するとともに、アンケートのような形で検証しているかということ、あるいは何をもってその憲章を知ることになったのかというのを聞いておりますので、こうした意見も踏まえながら、効果的な普及方法について更に改善をしてまいりたいと考えております。

佐々木(正)委員

私どもの会派もSDGs、持続可能な開発目標で17のゴール、169のターゲットということで、代表質問等でもやらせていただいているのですが、人や国の不平等をなくそうというようなことが書かれていまして、その中にも幾つか書かれていますが、差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、それから適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保して、成果の不平等を是正する。こういうふうにあるのですが、障害者差別解消法が平成28年の4月に施行されたわけでありまして、その直後の7月に今回の事件が起きてしまったわけです。この障害者差別解消法が施行されたことによって、そしてまた津久井やまゆり園の事件があつて、県はそのことに対してどのように取組を行ってきたのか、それについてお伺いしたいと思います。

障害福祉課長

この差別解消法の施行に伴いまして、県民の皆様向けの対応、それから県職員向けの対応を行ってまいりました。

まず、県民の皆様向けの対応でございますが、法が執行されました平成28年4月の県のたより4月号にこの法律の趣旨ですとか、法に規定されております不当な差別的な取扱い、それから合理的な配慮などを具体的に示した記事を掲載をいたしました。

また、同時に障害者差別に関する相談を受け付ける窓口を障害福祉課の中に設置をいたしました。

さらに、実際に、県内で起こりました障害者差別の事例を障害者差別解消に関する事例集としまして、平成29年3月にまとめ、ホームページでも掲載をしたところでございます。

それから、毎年12月に障害者週間でございますが、この中で障害への理解、それから差別解消について考えていただくためのフォーラムを毎年度開催をしてございます。

次に職員に対する対応ですが、県職員が事務を行うに当たって、ちゅうちょすべき事項としまして、障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領、これを平成28年3月に策定をいたしました。併せて、障害の種別ごとに特徴や基本的な対応の仕方を記載した県職員向けのサポートブックを作成をいたしました。さらに、毎年度ですが、県の新採用職員や新任の管理職員向けの研修で障害者差別の解消法の趣旨などについても説明を行っております。

佐々木(正)委員

今、おっしゃっていた障害者差別解消フォーラムですが、この中ではどのような議論が行われたのか、特色のあるところをお聞かせください。

障害福祉課長

昨年のフォーラムは12月3日に行いました、その状況を申し上げます。

当日は96名の方に御来場いただきまして、まず、基調講演を行いまして、その後パネルディスカッションというのを行いました。まず、基調講演ですが、障害者差別解消に見識の深い東洋大学の教授に、ともに生きる社会を実現するためにと題した講演を行っていただきました。

その内容ですが、やまゆり園の事件、それから障害者権利条約、障害者差別解消法について触れていただいた上で、優生思想についての解説や更にそれぞれ自分の中に内なる差別がないのかというような提起、問題提起をしていく。こうした基調講演に続きまして、パネルディスカッションを開催いたしました。このパネルディスカッションのファシリテーターには、和泉短期大学の教授にお願いしまして、パネリストとしましては、障害当事者、それから障害福祉の施設の関係の方、それから障害者を雇用している民間企業の方、それから県立保健福祉大学の学生や、この年の夏に行いましたハイスクール議会で、障害者の関係の議論に参加していただいた県立高校の高校生にも入っていただき、先ほどの基調講演を行っていただいた東洋大学の教授とともにそれぞれの立場から議論を行いました。

少し御紹介をさせていただきますと、ともに生きる社会を実現するために必要なことは何だろうということそれぞれ意見を述べていただきましたが、二、三御紹介しますと、障害当事者からやはり自分らしくあるということを誰もが認め合えることが大事である。それから施設の関係者からは、障害者の理解を得ていくためには、小さな実践の積み重ねが大事である。それから、民間企業の方、学生の方もそうでしたが、知らないということが偏見を生む。知る機会を増やしていくことが大切である。それから高校生からも無知無理解が差別を生む。一人一人が能力を発揮できる環境をつくっていくことが大事である、そういった意見が出されました。

こうしたディスカッションの最後に、ともに生きる社会というのは、文字どおりともにつくるものであり、一人一人が発信をしてともに生きる社会をつくる。つくってくださる方を一人でも増やしていくことで広がっていく。今日ここで得た気づきや思いを大事にしてくださいという投げ掛けのお言葉がありました。

こういったことで、一人一人参加者の方が、障害者差別について改めて深く考えていただける機会になったのではないかと受け止めております。

佐々木(正)委員

フォーラム等、取組は細かくお話をいただきました。それからトップダウンというのですか、知事自らがどのような発言、行動しているかというのがやはりこの憲章には大事であるということです。議会と一緒につくった憲章でありますので、知事側もそういう対話の広場等でそういう具体的な議論をしているのかどうか。中身についてどういうふうな話をしているのか、それをお聞きしたいと思います。

共生社会推進担当部長兼共生社会推進課長

対話の広場が行われておりまして、昨年11月に、ともに生きる社会かながわの実現に向けてというテーマで開催いたしました。当日は約100名の方が来場

して、知事と意見交換を行ったところでございます。やはりこの中では、知事の方からは津久井やまゆり園の再生の取組ですとか、ともに生きる社会憲章に関する発言があったところでして、来場者の方からは障害者には障害があるのだが、健常者にはない心や視点を持っており、相互に理解すべきであるという御意見、あるいは障害者への差別や偏見の根源は無知ということであって、障害者を理解することによって、差別や偏見がなくなっていくのではないかと。こうした意見が出されたところでございます。

佐々木(正)委員

私も昨年もこの委員会に入らせていただいて、様々な発言をさせていただいているのですが、障害に対する犯罪は何かということ、私は無関心だと思っているのですが、その無関心層をどういうふうに啓もうしていくかということが大事であって、その検証もしっかり県としてはしていくべきだというふうに私は思うのです。

ですから、やりっ放しではなくて、どのような検証の仕方があるのかということも具体的に確立をしていく、そのような意気込みでやっていただきたいと思いますし、この法の施行を受けて、神奈川県がずっと取り組んできた合理的配慮の取組もやっていたはずですが、それで何か変化があったのか、変化がなければ今後どういうふうにしていくのか。そしてそれをどう検証していくのか。それについて教えてください。

障害福祉課長

社会的な変化の一例としまして、鉄道駅ではホームドアの設置やノンステップバスの導入というのが進んでおりまして、本県のホームドアの設置状況ですが、平成28年度末で県内全体385駅あるうちの67駅で設置されており、設置率は約17%でございます。またノンステップバスは平成27年度末の数字ですが、全体5,417台のうち2,712台、率としてはちょうど50%となっております。また全国的にもこのホームドアの設置、ノンステップバスの導入については5年前と比較しましても1.3倍ぐらいの伸びを示しているところでございます。

本県においても、多くの県民の方々に障害者に対する理解を深めていただくように、先ほど申し上げました様々な取組を進めております。さらに、ヘルプマークの普及といったことにも努めていくところでございます。

しかしながら、昨年10月に県が実施しました県民ニーズ調査で、障害を理由とする差別や偏見があると思うかという質問に対して、あると思うと回答された方が53.6%に上っており、また新聞報道にも先日ございましたが、日本盲導犬協会が視覚障害者を対象に昨年度行った全国調査では、6割の視覚障害者の方が盲導犬と共に入店することを断られた経験があるというふうな回答をされており、依然としてその差別解消、合理的配慮の提供ということの理解、行動は十分とは言えない状況だと思っております。

私ども、引き続き障害者差別の解消に向けて普及啓発を更に強化していく必要がございますし、委員おっしゃったような検証もしっかり確立しながら、PDCAを意識した取組を進めていく必要があると認識しております。

佐々木(正)委員

なかなか普及が進まない。認定者会でも検証していくということで、今子供

の貧困対策を含めた子どもみらい担当部署というのが各局にできていますが、私はこの共生社会推進部署というのを各局につくるべきだと思うのです。子供の貧困対策というのは、社会的にも注目をされて大変な状況であるということは分かっているのですが、広義な意味でも、検証を広めていくのは、この局がまたがって全庁的にクロスファンクショナルでいろいろなことをやっていかなければ、さっきのヘルプマークの話も出ていましたが、各局全体に関係するわけです。子供の貧困対策もそうだし、子どもみらい部署もそうだが、もっと力を入れてやっていくためには、共生社会担当部署みたいなものを各局に置いたらどうかという提案をしたいのですが、いかがでしょうか。

人権男女共同参画担当部長

ただいま委員の方から、共生社会担当、全部の局に置いたらどうだという御指摘も頂きました。共生社会の推進につきましては、県施策の重要なテーマでございます。憲章の理念の普及はもとより、高齢者、子供、女性、外国籍県民等、誰もが互いに支え合う、受け入れ合う社会の設計に向けた施策をより一層充実させていく必要がございます。

さらに、人口減少、あるいは少子高齢化という社会背景が今後進展していくということの中であって、人と人のつながりでありますとか、あるいは地域での担い手などをいかに確保していくかといったような工夫、地域の実情にもしっかりと目を向けて、正に持続可能な地域社会ということをどのようにつくっていくかと、そういった視点も重要というふうに考えてございます。

取組に当たりましては、部局の枠を超えて、全庁一丸となって取り組んでいくという必要はあろうかと思えます。今年度から配置されました共生担当理事というのがございますので、まずはここで全庁横断的に連携してしっかりと進めていきたいと考えてございます。

なお、各局に部署を置くかということにつきましては、各局の事務事業を把握しています企画調整担当課長、こことしっかりと連携いたしまして、既存の組織を活用する中で、フットワークよく進めさせていただきたい。そういうふうに考えてございます。

佐々木(正)委員

その理事に担当部署を置いてくれという要望があったというのは伝えるということでもいいのでしょうか。

人権男女共同参画担当部長

共生担当理事が現に配置されていますので、ここを中心にしっかりと進めさせていただきたいというふうに考えております。

佐々木(正)委員

そういった質問をしているのではない。委員からそういう提案があったということ伝えるかどうか教えてください。

人権男女共同参画担当部長

お伝えをいたします。

佐々木(正)委員

ヘルプマークについては会派も本会議で質問しているわけだが、そのときに知事が電車とかバスなんかで掲示はするというのが、更に具体的に進めていくと

いう話があったと思うのですが、この辺について教えてください。

次世代育成課長

まず、鉄道の駅につきましては現在のところ、県内を走るほとんどの主な鉄道の駅におきまして、ポスターの掲示やデジタルサイネージの表示、更には車両の優先席付近のステッカーの掲示も進んでおります。バスについても働き掛けを行ってございまして、まず、神奈川中央交通では今年の4月からポスター掲示などを行っていただきます。今後もまだ訪問していないところに働き掛けてまいります。

佐々木(正)委員

人権施策というのは大変重要だと思っているので、各局が連携して進めていただくというのは当たり前なのですが、やはり教育というのは非常に大事だと最後に思うのです。県教育委員会との連携、いのちの授業、これはすごく大事だと思うのですが、ここについて最後に聞いて終わりたいと思うのですが、いのちの授業というのは共生社会に向けてどのようなことをやっているのですか。

子ども教育支援課長

いのちの授業につきましては、各学校で道徳の時間などを中心としまして、子供たちが命の大切さやそれから人への思いやり、これを実感できるような取組、こうした授業等実施してまいりました。県教育委員会としまして、それをいのちの授業という形で取り上げまして、推進を図っていくところでございます。ともに生きる社会かながわ憲章を受けまして、県教育委員会としてはいのちの授業の各学校での充実を図るために、いのちの授業ハンドブックを作成し、県内全ての学校に配布するなど、取組を進めているところでございます。

佐々木(正)委員

昨年の5月に、兵庫県の小学校5年生がいじめで苦しんで自殺を図ったというのは、多くの方が覚えているところだと思うのですが、ここで第三者委員会がこのことについて検証した中で、この子が仲間外れとか、蹴られたりして、継続的な心身の嫌がらせを受けていたにも関わらず、学校はSOSを見逃して、積極的な関与ができなかったという問題があったと第三者委員会は言っているわけです。そういう中で、この一連のいじめとか差別については、教育委員会の責任というのは大変に重要だし、家庭も、地域も全部そうなのですが、受け止めていく、SOSを受けられる体制を整えていかなければいけない。今までの教育委員会の中ではストレスマネジメント、受け手がどのように自分でこなしていくか、言葉を変えるとアウトプットの子供が危険信号を出しているのに、受け止められないというところが一番大事だということで、1月、2月にも国から様々なSOSの出し方に関する教育ということで、お達しがあつて、昨年も文教にいたので、自殺対策計画の中にそれを盛り込んでもらいましたが、教育委員会の教育者の研修しか書いていなかったのです。児童・生徒にやらせなければしょうがない。何でそこに入っていなかったのか分からないが、その所管であるガン・疾病対策課に聞きますが、自殺対策計画の中で、SOSの出し方に関する教育というのは盛り込んでくれたのでしょうか。

がん・疾病対策課副課長

今年3月に策定しましたかながわ自殺対策計画、3月の文教常任委員会の方

でも御議論いただきまして、SOSの出し方に関する教育の推進の中に、児童・生徒へのSOSの出し方に関する教育の実施について位置付けてございます。

佐々木(正)委員

教育委員会がそれを最終的には急ピッチで入れてくれたわけだが、そちらの対策計画に児童・生徒へのSOSの出し方に関する教育というのがあります。この計画というのは、対象地域はどこですか。

がん・疾病対策課副課長

これは全県ということになります。

佐々木(正)委員

子ども教育支援課に聞きますが、このいのちの授業を含めたこのSOSの出し方というような教育というのは、どこまで浸透しているのか、実際行われているのか。これも教育委員会の教員にやらせると、もう多忙で働きアリののようにやっているのに、難しいから今後、いじめ対策計画もそうだし、国の方針の中にも保健師とか社会福祉士だとか、民生委員とか、外部人材を使っていくと書いてあります。具体的に推進しているのかどうかお聞きします。

子ども教育支援課長

委員お話しのSOSの出し方に関する教育につきましては、今年1月文部科学省の方からの通知を受けまして、私ども県教育委員会といたしまして、まずは政令市を含めた全市町村教育委員会の事務主管課長が集まる会議において、この通知の趣旨、またSOSの出し方に関する教育の内容等について、しっかりと説明をいたしました。それとともに、これも政令市を含めた公立小学校それから中学校の校長会におきまして、この中身について周知をしたところで、この通知の中では、このSOSの出し方に関する教育、少なくとも年間1回は実施することと明記されておりますので、そのことについても併せてお願いをし、各学校で実践していただいておりますと認識をしています。

2点目の外部人材との連携の部分でございます。通知の中には保健師、社会福祉士、民生委員等活用することも有効であることということで書かれております。現在、実際にそういった方をどのように活用して実践をしているかにつきましては、今後、各市町村教育委員会、学校から情報収集しまして、その活用状況や、またその効果について検証した上でまた参考として全県に周知をしていきたいというふうに考えております。

佐々木(正)委員

最後に要望ですが、それは教育委員会が社会福祉士だとか、医師でもいいですが、そういう人たちを確保するためにも、やはり全庁的に取り組んで理事を中心にやらなければ駄目でしょう。ということは担当部署を置いたほうがいいのです。そういう中でSOSの出し方、子供の自殺も含めた共生社会ということでやっていくということは私は大事だというふうに思っていますので、ゆっくりやらないで、こういう子供が自殺をしてしまうという状況を絶対なくしていかなければいけないというふうに思うので、担当が説明しました。やってくれと思いますでは、私はまだまだ駄目だと思います。スピード感がないのだと思います。そういう人材を育成するためにも全庁に照会かけて、人材確保するというような取組もしていただきたいことを要望して終わります。